

2022年7月21日

鳥取地方最低賃金審議会
会長 佐藤 匡 様

鳥取県労働組合総連合（鳥取県労連）
議長 田中 暁
鳥取市末広温泉町211 誠ビル3階
電話：0857-21-3171 FAX:0857-21-3172

貧困と格差を是正し、生活を守るためにも 最低賃金の大幅な引き上げと全国一律制の実現を

最低賃金引き上げへの3つの視点

鳥取県労連は、貴審議会に対して、収束の見えないコロナ禍と物価高騰のもとで広がる貧困と格差の是正、地域経済の再生のために、最低賃金の大幅引き上げを行い、国に対して全国一律最低賃金制度の実現を提言していただくよう求めます。

私たちは、日本の最低賃金には3つの問題があると考えています。1つは、低すぎて自立して生活できないこと。2つ目には、地域別で格差が広がっていること。3つ目は、中小企業支援が脆弱であることです。

低すぎる最低賃金 ～最低賃金 1,500 円以上の実現を～

日本の最低賃金は、時給で定められ、都道府県ごとに4つのランクに分けられ、2021年の改定では、最高の東京都が1,041円、最低の高知県と沖縄県は820円で、全国加重平均は930円となっています。

しかし、私たちの上部団体である全国労働組合総連合（全労連）が、全国25都道府県で4万5千人を超える人たちの協力で行ってきた「最低生計費試算調査」によると、全国どこでも月額24万円・時間額1,500円以上必要との結果が示されています。今年2月に公表された大阪の最低生計費試算調査結果でも25歳単身男性で時間額1,633円とコロナ禍のもとでも1,500円を超える結果となりました。

私たちが「全国一律1,500円以上」というのは決して高すぎる数字ではありません。主要先進国の中での日本の最低賃金は低水準にあり、C・Dランクの多くの地方は韓国の最低賃金よりも低い水準となっています。

地域間格差の問題 ～全国一律制度の実現を～

2つ目の問題は「地域間格差」です。2021年の改定では、最高の東京都が1,041円、最低の高知県と沖縄県は820円と221円もの格差があります。図に示しているようにランク制度によって地域間格差は年々拡大し、2006年の109円から2021年には221円と格差は2倍以上に広がっています。

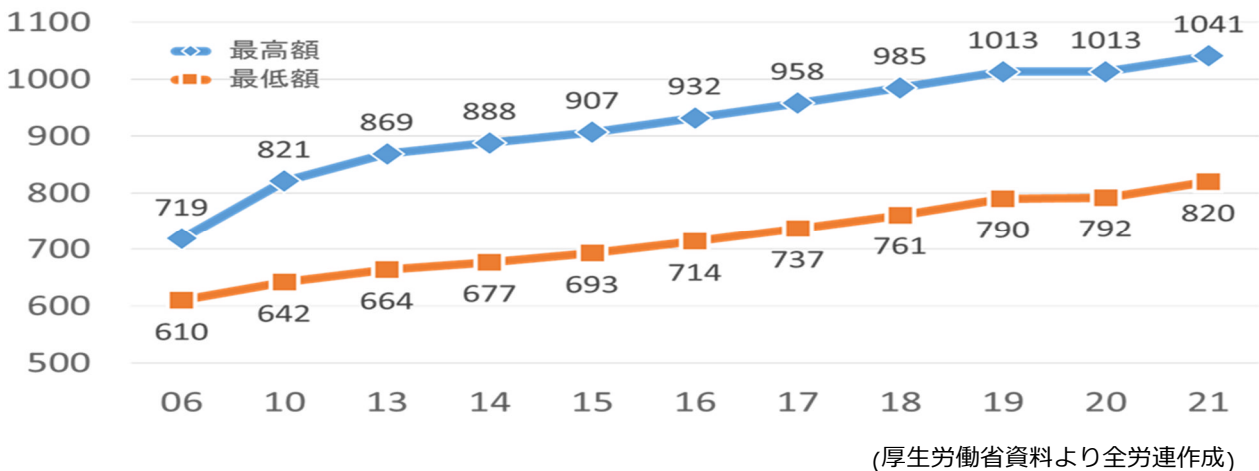
日本商工会議所は4月21日付の「最低賃金に関する要望」の中で「最低賃金は、47都道府県

を所得・消費関係、給与関係、企業経営関係の 19 の指標をもとにA～Dの4ランクに分け、ランクごとに目安額を決定している。全国一律に最低賃金額を決定している諸外国の制度や、東京一極集中の是正・地方創生の観点を踏まえ、全国で一元化すべきとの意見もあるが、現在のランク制は各地域の状況を反映し目安額を決定する合理的なシステムであるとともに、制度として定着し、地方最低賃金審議会の円滑な審議に重要な役割を果たしていることから、堅持すべきである」と述べています。

しかし、前述の「最低生計費試算調査」の結果は都市部も地方も 25 歳単身で月額 24 万円（税込）、時間額 1,500 円以上（月 150 時間）必要との結果が示されています。

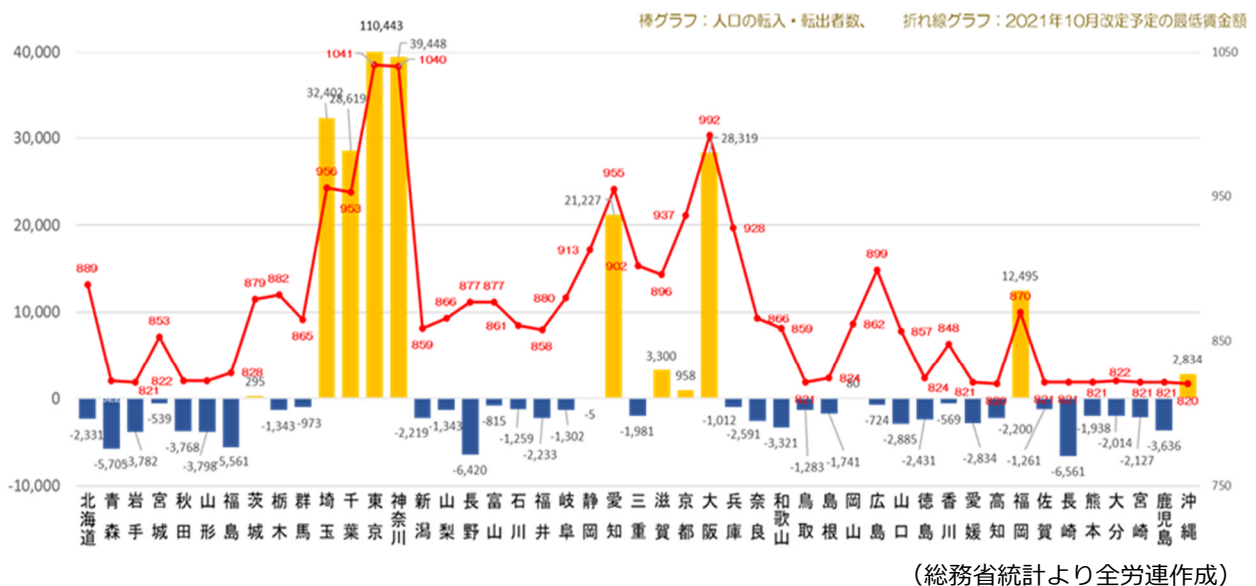
最低賃金に地域間格差を設けた結果、最低賃金が低い地方では、労働者が都市部へ流出する要因になっています。その結果、地方の高齢化と過疎化が進み、活力が奪われ、地域経済はますます疲弊します。中小企業では、人手不足、後継者不足で、事業継続が困難になっています。こうした実態を改善するには、格差をなくすように制度を改正することが必要です。

【最低賃金の地域間格差】

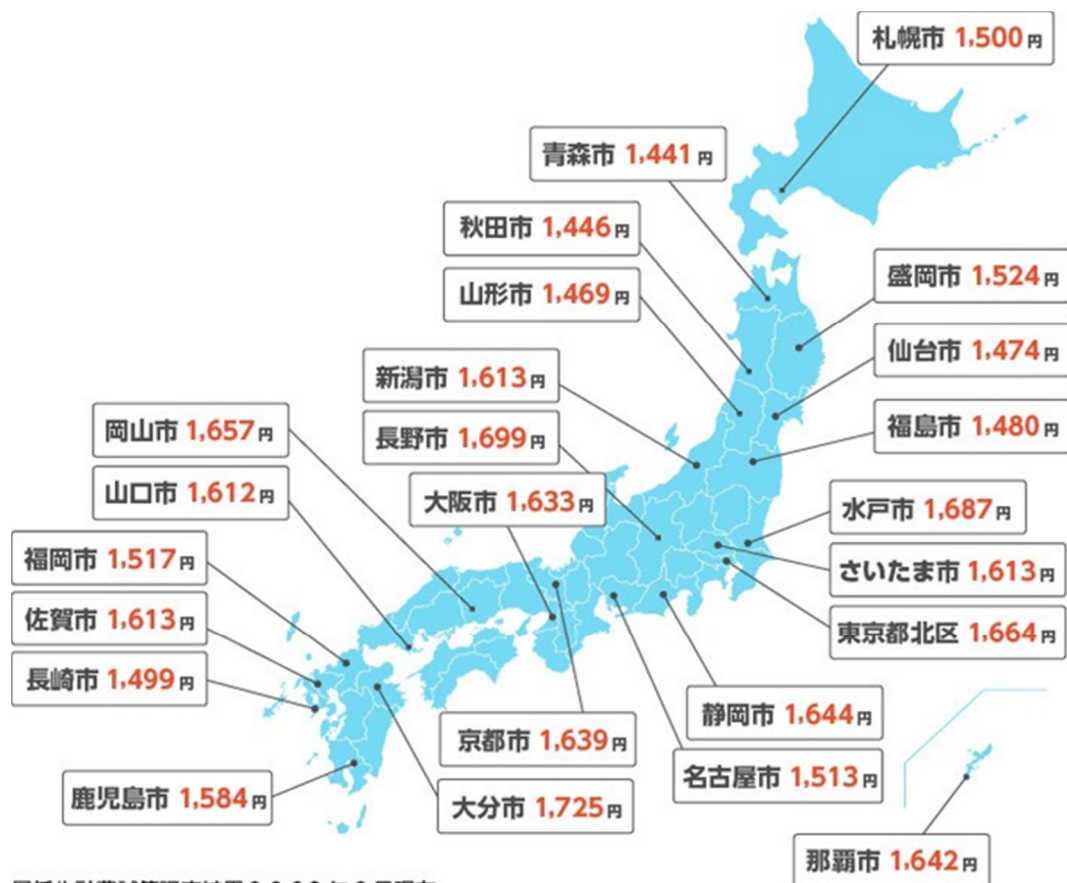


【最低賃金と人口の増減】

2021年 地域最低賃金と人口の社会的増減の比較図



【最低賃金試算調査結果】



最低生計費試算調査結果 2022年2月現在
(静岡県立大学短期大学部 中澤秀一准教授監修)

中小企業支援策の抜本的な強化を

3つめは、中小企業支援が脆弱であることです。日本の企業の99.7%が中小零細企業であり、労働者の約7割が中小企業で働いています。中小企業は、賃金を大幅に引き上げる体力を持ち合わせていません。地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者が最低賃金の引き上げに対応できる特別な支援策と財政措置が求められています。

先にあげた日本商工会議所の「最低賃金に関する要望」は、「中小企業が事業場内最低賃金を一定額以上上げた場合に、生産性向上のための設備投資等に要した経費の一部を助成する『業務改善助成金』は、昨年度に助成上限額の引上げや対象となる設備投資の範囲拡大など特例的な要件の緩和・拡充が図られたが、これらの特例措置については、より幅広い事業者が利用できるような恒常的な措置とし、売上高等要件の廃止を求めるとともに、コロナ禍の影響を強く受ける飲食業、宿泊業等の事業者を中心に、より一層活用がなされるよう幅広い周知と申請手続きに係るきめ細かいフォローを実施していただきたい。また、中小企業向け『賃上げ促進税制』についても利用を促進することで、賃上げに取り組む中小企業を後押しされたい」と述べています。

また、中小企業家同友会全国協議会も社会保険料の事業主負担を軽減する助成制度の創設、労務費上昇分を価格転嫁できるような取引関係の適正化などを要望しています。

全労連も2022年1月に「最低賃金の改善、中小企業支援の拡充で地域経済の好循環を～全国一律最賃で経済の好循環を求める提言」をまとめました。最低賃金の引き上げには中小企業に対する支援策の抜本的な強化が求められています。

物価高騰から生活を守るためにも引き上げを

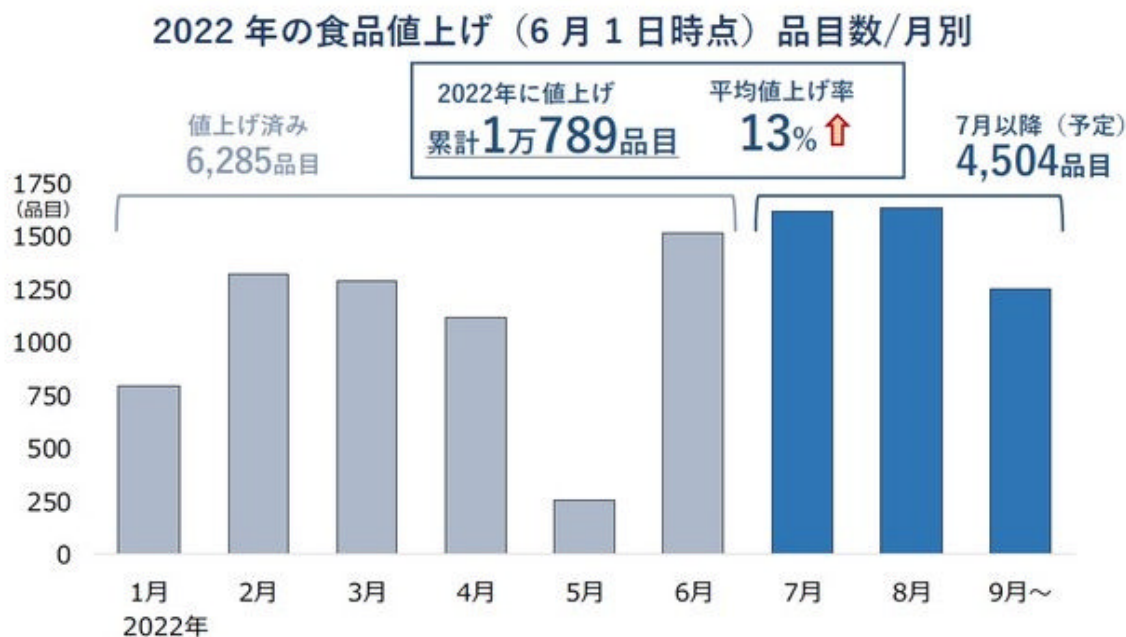
円安などの影響による原材料や燃料の価格高騰などにより、食料品をはじめ様々なものが値上がりしています。2月24日に始まったロシアによるウクライナへの侵略などの影響はこれから出てくることを考えると、当分物価の高騰が続くことが予想されます。

内閣府の「消費動向調査」によると消費者の心理の明るさを示す消費者態度指数は1月36.7と2カ月連続で悪化したほか、1年後の物価見通しを「上昇する」と答えた割合は1.2ポイント上昇の89.7%で、2014年3月と並んで過去最悪となっています。

物価の高騰は所得の低い人への影響が大きく、格差の拡大にもつながります。新型コロナウイルスの感染拡大の影響で苦しい生活を強いられている非正規雇用労働者などにとっては、所得の減少に加えて物価上昇で二重の打撃となります。

今年の最低賃金の改定にあたっては、先に指摘した3つの問題に加え、物価の高騰から生活を守るためにも最低賃金の大幅な引き上げを求めるものです。

【食品の値上げ】



【注1】 調査時点の上場105社の2022年価格改定計画。実施済みを含む。品目数は一部重複を含む

【注2】 6月には、1日時点で一部値上げを行っていない品目を含む

(帝国データバンク)

おわりに

最低賃金法は、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的」としています。

岸田内閣は「新しい資本主義」の実行計画で、最低賃金を2025年度にかけて「できる限り、早期に全国平均が1,000円以上となることを目指す」と明記しましたが、「平均1,000円」は、2010年の政労使による「雇用戦略対話」合意で「2020年までに全国平均1,000円を目指す」としていたもので、すでに2年が経過していますが、加重平均で930円（最低額820円）に過ぎません。

消費を向上させて経済の「好循環」を図るためには、賃金の底上げが最も効果的です。それには、全国一律最低賃金制に転換し、地域間格差を解消し、全国どこでも最低生計費を保障する時給1,500円以上に引き上げることが求められます。同時にそれを補完する、中小企業の願いに寄り添った利用しやすく行政の力強い支援策の拡充は不可欠です。

今年地域最低賃金の改定に向けて、積極的な引き上げと地域間格差の解消を求める提言を出していただくことを求めて、鳥取県労連の意見とします。

以 上